

【木材利用システム研究会会則】

2011年9月21日制定

2014年9月24日一部改正

2016年9月16日一部改正

2017年9月14日一部改正

2021年9月17日一部改正

2022年9月16日一部改正

2023年9月14日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、木材利用システム研究会 (The Society of Wood Utilization System) と称する。

(目 的)

第2条 本会は、木材需要拡大を目的として、木材産業界とアカデミアの相互理解と協調の場を築き、木材の加工・流通・利用分野の社会科学領域（マーケティング、環境評価、政策など）を対象とした調査、研究、教育を行う。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 研究会の開催

(2) 研究発表および討論

(3) 会誌『木材利用システム研究 (Journal of Wood Utilization System) 』等の編集・発行

(4) 情報交換の機会提供

(5) 教育プログラムの提供

(6) 講師派遣

(7) 表彰

(8) 木材利用システム研究に関する調査研究

(9) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員構成)

第4条 本会の正会員は、本会の目的および事業内容に賛同し、所定の手続きを行った個人または団体とする。

2 正会員は1つの議決権を有し、次の3区分とする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 企業会員 本会の目的に賛同して入会した営利企業

(3) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した学校、研究機関、行政機関等、営利企業以外の団体

3 正会員のほか、議決権を有しない会員区分は、次の4区分とする。

(1) 個人登録会員 企業会員および団体会員のもとに登録した会員

(2) 学生会員 大学、大学院等正規の課程に在籍する学生

(3) 特別会員 理事会が特別に認めた者

(4) 名誉会員 本会の名誉会員とする意義があることを理事会が認めた者

4 企業会員、団体会員が個人登録会員を登録できる人数の上限は、年会費の口数を問わず、以下のとおりとする。

(1) 企業会員 10名以内

(2) 団体会員 5名以内

5 会費、入会、休会、退会、異動の手続きに関する事項は、別に定める。

6 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(3) 団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

7 理事会は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の情状を審査したうえで除名することができる。

(1) 会員が2年以上会費を滞納したとき。

(2) 当研究会の名誉を著しく棄損したとき。

8 除名された個人または団体は、除名された事業年度の翌年度から起算して3事業年度は入会できない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(3) 幹事 20人以内

2 理事のうち1人を会長、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第6条 理事は、理事会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、会長が委嘱する。

4 幹事は、会長が委嘱する。

5 顧問は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の財務ならびに運営を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、会則及び理事会の議決に基づき、理事の業務を補佐する。

6 顧問は、本会の基本的な運営方針に意見を述べ、もしくは助言を行う。

(任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の構成)

第9条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第10条 通常総会は年1回、会長が招集して開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する

(総会の審議事項)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散および解散時の残余財産の帰属

(3) 事業計画および予算

(4) 事業報告および決算

(5) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第12条 総会は出席者(書面通知、電子メール、委任状による参加を含む)の過半数を持って可決する。同数の場合は議長の決するところによる。

2 やむを得ず総会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について、書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

3 理事会は、急を要する事情がある場合、ある事項について、正会員による書面もしくは電子メールによる表決を総会の決議があつたものとみなすことができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第13条 本会は理事会を置く。

(理事会の開催)

第14条 理事会は、会長または過半数の理事の要請によって会長が招集し、開催する。

(理事会の成立)

第15条 理事会の定足数は過半数とする。

2 やむを得ず理事会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

(理事会の議決)

第16条 理事会は理事総数の過半数をもって可決する。同数の場合は会長の決するところによる。

(理事会の運営)

第17条 その他理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 木材産業連絡協議会

(木材産業連絡協議会の設置)

第18条 本会は会則第3条(4)に基づき、木材産業連絡協議会を設置する。

(構成)

第19条 木材産業連絡協議会は、本会に入会した企業会員をもって構成する。

(木材産業連絡協議会の運営)

第20条 木材産業連絡協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

第7章 特定目的組織

(部会・分科会等の設置)

第21条 本会は会則第3条に定める事業を推進するため、理事会の議決により部会、分科会などの特定目的組織を設けることができる。

(名称・予算・運営方法)

第22条 特定目的組織の名称、予算、運営方法については、都度、理事会の議決により定めることとする。

第6章 木材産業連絡協議会

(木材産業連絡協議会の設置)

第18条 本会は会則第3条（4）に基づき、木材産業連絡協議会を設置する。
（構成）

第19条 木材産業連絡協議会は、本会に入会した企業会員をもって構成する。
（木材産業連絡協議会の運営）

第20条 木材産業連絡協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

第7章 特定目的組織
（部会・分科会等の設置）

第21条 本会は会則第3条に定める事業を推進するため、理事会の議決により部会、分科会などの特定目的組織を設けることができる。

（名称・予算・運営方法）

第22条 特定目的組織の名称、予算、運営方法については、都度、理事会の議決により定めることとする。

第8章 会 計
（事業年度）

第23条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。
（予算）

第24条 本会の予算は、理事会が立案し、総会の承認を得るものとする。
（決算）

第25条 本会の決算は、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

第9章 会則の変更
（会則の変更）

第26条 本会の会則を変更するには、理事会で協議した後に総会の承認を得るものとする。

第10章 事務局
（事務局の設置）

第27条 本会の事務を処理するため、事務局を東京大学アジア生物資源環境研究センター内（東京都文京区弥生1丁目1番1号）に設置する。

2 事務局員の任免は会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑 則
（細 則）

第28条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

本会則は、2023年9月14日の総会承認後より施行する。